



埼玉県報

第355号
令和4年(2022年)
10月18日
火曜日

目次

条例のあらまし

- 埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例のあらまし(共助社会づくり課)
- 埼玉県防犯のまちづくり推進条例の一部を改正する条例のあらまし(防犯・交通安全課)
- 埼玉県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例のあらまし(人身安全対策課)

条例

- 埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例(共助社会づくり課)
- 埼玉県防犯のまちづくり推進条例の一部を改正する条例(防犯・交通安全課)
- 埼玉県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例(人身安全対策課)

規則

- 埼玉県迷惑行為防止条例施行規則の一部を改正する規則(人身安全対策課)

告示

- 予算の公表(財政課)
- 自衛官の募集に関する告示(地域政策課)
- 地籍調査の成果の認証(土地水政策課)
- 地籍調査の成果の認証(土地水政策課)
- 地籍調査の成果の認証(土地水政策課)
- 地籍調査の成果の認証(土地水政策課)
- 大規模小売店舗の廃止に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- さいたま都市計画道路事業の事業認可(道路街路課)
- 川口都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)
- 捜査用ネットワーク型監視カメラシステムの賃貸借に関する落札者等の公示(会計課)
- 捜査支援ネットワークシステム機器等の賃貸借に関する落札者等の公示(会計課)
- 警察ネットワーク用カラープリンタ等の賃貸借に関する落札者等の公示(会計課)
- 県内被疑者写真照会システム機器等の賃貸借に関する落札者等の公示(会計課)
- 運転者管理業務端末装置等の賃貸借に関する落札者等の公示(会計課)
- 掛敷布団用簡易カバーの購入に関する落札者等の公示(会計課)

- 県道加須菖蒲線の供用の開始（行田県土整備事務所）
- 県道加須幸手線の供用の開始（行田県土整備事務所）
- 県道春日部久喜線の区域の変更（杉戸県土整備事務所）
- 水道用ポリ塩化アルミニウムの調達に関する落札者等の公示（水道管理課）
- 水道用液体塩素の調達に関する落札者等の公示（水道管理課）
- 水道用次亜塩素酸ナトリウムの調達に関する落札者等の公示（水道管理課）
- 水道用粉末活性炭（ウェット炭）の調達に関する落札者等の公示（水道管理課）
- 水道用粉末活性炭（ドライ炭）の調達に関する落札者等の公示（水道管理課）
- 水道用濃硫酸の調達に関する落札者等の公示（水道管理課）
- 選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十一号）（共助社会づくり課）

一 趣旨

「埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例」の規定による指定の取消しの申出があつた指定特定非営利活動法人について指定を取り消す。

二 内容

指定を取り消す特定非営利活動法人の名称（所在地）

特定非営利活動法人さいたまNPOセンター（さいたま市）

三 施行期日

公布の日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県防犯のまちづくり推進条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十二号）（防犯・交通安全課）

一 趣旨

店舗内に個室を設けて営業するインターネットカフェ等における犯罪を防止するため、インターネットカフェ等の営業を行う者が必要な措置を講ずるよう努めるものとする旨を定める等するための改正

二 内容

第十八条（犯罪の防止に配慮した店舗等の整備）に次の規定を追加

ア 個室を設け、当該個室において客に図書等の閲覧を行わせる営業を行う者又はインターネットの利用を行わせる営業を行う者は、防犯に係る責任者の設置、従業員に対する防犯に係る指導、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する店舗の整備その他必要な措置を講ずるよう努める。

イ 知事及び公安委員会は、共同して、アの措置に関する指針を定める。

三 施行期日

令和五年四月一日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十三号）（警察本部人身安全対策課）

一 趣旨

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（令和三年法律第四十五号）の施行を踏まえ、つきまとい行為等の規制を強化する改正を行う。

二 内容

- (一) つきまとい行為等の規制場所に、「相手方が現に所在する場所」（例 相手方がスポーツ観戦のために訪れていたグラウンド）を追加する。
- (二) つきまとい行為等の規制行為に、「相手方に拒まれたにもかかわらず、連続して文書を送付する行為」を追加する。
- (三) つきまとい行為等の規制行為の種類として、次を追加する。
 - ア 相手方の承諾なく、相手方の所持する位置情報記録・送信装置（例 GPS 機器）に係る位置情報を取得する行為
 - イ 相手方の承諾なく、相手方の所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けるなどの行為

三 施行期日

公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

条 例

埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第四十一号

埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例

埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例（平成二十五年埼玉県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

本則の表中1の項を削り、2の項を1の項とし、3の項から8の項までを一項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条 例

埼玉県防犯のまちづくり推進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十月十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第四十二号

埼玉県防犯のまちづくり推進条例の一部を改正する条例

埼玉県防犯のまちづくり推進条例（平成十六年埼玉県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第十八条に次の二項を加える。

3 個室を設け、当該個室において客に図書等（埼玉県青少年健全育成条例（昭和五十八年埼玉県条例第二十八号）第三条第三号に規定する図書等をいう。）の閲覧を行わせる営業を行う者又はインターネットの利用を行わせる営業を行う者は、防犯に係る責任者の設置、従業員に対する防犯に係る指導、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する店舗の整備その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 知事及び公安委員会は、共同して、前項の措置に関する指針を定めるものとする。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

条 例

埼玉県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十月十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第四十三号

埼玉県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例

埼玉県迷惑行為防止条例（昭和三十八年埼玉県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第十条の見出しを「（つきまとい等又は位置情報無承諾取得等の禁止）」に改め、同条第一項を次のように改める。

何人も、正当な理由がないのに、つきまとい等又は位置情報無承諾取得等を反復して行つてはならない。この場合において、次項第一号から第四号まで及び第五号（電子メールの送信等に係る部分に限る。）に掲げる行為については、身体の安全、住居等（住居、勤務先、学校その他その現に所在する場所又は通常所在する場所をいう。次項第一号において同じ。）の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限るものとする。

第十条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の「つきまとい等」とは、特定の者に対し、不安又は迷惑を覚えさせるような行為であつて、第一号から第八号までのいずれかに掲げるもの（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第二条第一項に規定するつきまとい等を除く。）をいい、「位置情報無承諾取得等」とは、特定の者に対し、不安又は迷惑を覚えさせるような行為であつて、第九号又は第十号のいずれかに掲げるもの（同条第三項に規定する位置情報無承諾取得等を除く。）をいう。

一 つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居等の付近において見張りをし、住居等に押し掛け、又は住居等の付近をみだりにうろつくこと。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 面会、交際その他の義務のないことを行うことを要求すること。

四 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

五 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、文書を送付し、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。

- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号において同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で公安委員会規則で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。）（同号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を公安委員会規則で定める方法により取得すること。
- 十 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として公安委員会規則で定める行為をすること。

附 則

この条例は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

埼玉県迷惑行為防止条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年10月18日

埼玉県公安委員会委員長 桐澤重彦

埼玉県公安委員会規則第13号

埼玉県迷惑行為防止条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県迷惑行為防止条例施行規則（平成19年埼玉県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の3条を加える。

（位置情報記録・送信装置の範囲）

第4条 条例第10条第2項第9号の公安委員会規則で定める装置は、地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第2条第4項に規定する衛星測位の技術を用いて得られる当該装置の位置に係る位置情報を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）として記録し、又はこれを送信する機能を有する装置をいう。

（位置情報の取得方法）

第5条 条例第10条第2項第9号の公安委員会規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 位置情報記録・送信装置の映像面上において、電磁的記録として記録された位置情報を視覚により認識することができる状態にして閲覧する方法
- (2) 位置情報記録・送信装置により記録された電磁的記録に係る記録媒体を取得する方法（当該電磁的記録を他の記録媒体に複製する方法を含む。）
- (3) 位置情報記録・送信装置により送信された電磁的記録を受信する方法（当該方法により取得された位置情報を他人の求めに応じて提供する役務を提供する者から当該役務を利用して当該位置情報の提供を受ける方法を含む。）

（位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為）

第6条 条例第10条第2項第10号の公安委員会規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) その所持する物に位置情報記録・送信装置を差し入れること。
- (2) 位置情報記録・送信装置を差し入れた物を交付すること。
- (3) その移動の用に供されることとされ、又は現に供されている道路交通法（昭和35年法律

第105号) 第2条第1項第9号に規定する自動車、同項第10号に規定する原動機付自転車、同項第11号の2に規定する自転車、同項第11号の3に規定する身体障害者用の車椅子又は道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第1条第1号に規定する歩行補助車(それぞれその所持する物に該当するものを除く。)に位置情報記録・送信装置を取り付け、又は差し入れること。

附 則

この規則は、令和5年1月18日から施行する。

告 示

埼玉県告示第千八十四号

埼玉県議会令和四年九月定例会において議決された令和四年度埼玉県一般会計補正予算（第四号）及び令和四年度埼玉県営住宅事業特別会計補正予算（第一号）を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十九条第二項の規定により、次のとおり公表する

令和四年十月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

令和4年度埼玉県一般会計補正予算（第4号）

令和4年度埼玉県一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ176,512,189千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,408,595,448千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|------------|----------|-------------|-------------|-------------|
| 7 分担金及び負担金 | | 2,423,717 | 100,545 | 2,524,262 |
| | 2 負担金 | 2,239,780 | 100,545 | 2,340,325 |
| 9 国庫支出金 | | 353,253,485 | 161,309,832 | 514,563,317 |
| | 1 国庫負担金 | 117,967,790 | 6,788,621 | 124,756,411 |
| | 2 国庫補助金 | 229,314,300 | 154,521,211 | 383,835,511 |
| 10 財産収入 | | 14,721,245 | 2,995 | 14,724,240 |
| | 1 財産運用収入 | 5,836,462 | 2,995 | 5,839,457 |
| 12 繰入金 | | 106,903,732 | 8,212,801 | 115,116,533 |
| | 2 基金繰入金 | 106,054,433 | 8,212,801 | 114,267,234 |
| 13 繰越金 | | 500,174 | 5,629,632 | 6,129,806 |
| | 1 繰越金 | 500,174 | 5,629,632 | 6,129,806 |
| 14 諸収入 | | 40,767,835 | 507,384 | 41,275,219 |
| | 4 受託事業収入 | 3,112,819 | 507,384 | 3,620,203 |

(単位 千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|------|-------|---------------|-------------|---------------|
| 15 県 | 債 | 200,130,000 | 749,000 | 200,879,000 |
| | 1 県 債 | 200,130,000 | 749,000 | 200,879,000 |
| 歳入 | 合計 | 2,232,083,259 | 176,512,189 | 2,408,595,448 |

歳 出

(単位 千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|----------|---------|-------------|-------------|-------------|
| 2 総務費 | | 92,539,828 | 719,288 | 93,259,116 |
| | 4 環境費 | 9,369,259 | 719,288 | 10,088,547 |
| 3 民生費 | | 426,808,358 | 12,035,438 | 438,843,796 |
| | 1 社会福祉費 | 308,907,940 | 11,877,665 | 320,785,605 |
| | 2 児童福祉費 | 105,730,109 | 157,773 | 105,887,882 |
| 4 衛生費 | | 249,869,035 | 155,808,806 | 405,677,841 |
| | 1 公衆衛生費 | 211,608,794 | 155,672,255 | 367,281,049 |
| | 4 医薬費 | 12,475,849 | 136,551 | 12,612,400 |
| 5 労働費 | | 5,794,407 | 146,843 | 5,941,250 |
| | 1 労政費 | 2,158,643 | 146,843 | 2,305,486 |
| 6 農林水産業費 | | 23,634,590 | 1,453,545 | 25,088,135 |
| | 1 農業費 | 8,769,075 | 250,577 | 9,019,652 |
| | 3 畜産業費 | 1,527,851 | 1,088,594 | 2,616,445 |
| | 4 林業費 | 4,738,216 | 49,000 | 4,787,216 |
| | 5 農地費 | 8,222,628 | 65,374 | 8,288,002 |

(単位 千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|----------|-----------------|---------------|-------------|---------------|
| 7 商 工 費 | | 40,904,771 | 4,414,812 | 45,319,583 |
| | 1 商 工 業 費 | 40,182,465 | 3,758,917 | 43,941,382 |
| | 2 観 光 費 | 722,306 | 655,895 | 1,378,201 |
| 8 土 木 費 | | 123,274,851 | 1,769,718 | 125,044,569 |
| | 2 道 路 橋 り よ う 費 | 54,528,881 | 137,010 | 54,665,891 |
| | 3 河 川 費 | 34,644,301 | 298,610 | 34,942,911 |
| | 4 都 市 計 画 費 | 23,013,627 | 1,334,098 | 24,347,725 |
| 10 教 育 費 | | 491,875,240 | 163,739 | 492,038,979 |
| | 7 私 立 学 校 費 | 60,082,916 | 163,739 | 60,246,655 |
| 歳 出 合 計 | | 2,232,083,259 | 176,512,189 | 2,408,595,448 |

第2表 繰越明許費補正

追 加

(単位 千円)

| 款 | 項 | 事業名 | 金額 |
|-------|-----------|----------------------|---------|
| 2 総務費 | 4 環境費 | 次世代自動車普及促進事業費 | 700,005 |
| 7 商工費 | 1 商工業費 | 中小企業イノベーション支援事業費 | 213,570 |
| 8 土木費 | 2 道路橋りょう費 | 社会資本整備総合交付金（交通安全）事業費 | 100,000 |
| | | バリアフリー安全対策費 | 100,000 |
| | | 社会資本整備総合交付金（改築）事業費 | 820,000 |
| | | 橋りょう架換費 | 330,000 |
| | | 橋りょう整備事業費 | 40,000 |
| | 3 河川費 | | 緊急浚渫推進費 |
| | | 排水機場等維持修繕費 | 60,000 |
| | | ダム等施設管理費 | 173,900 |

(単位 千円)

| 款 | 項 | 事業名 | 金額 |
|---|-------------|--------------------|-----------|
| | | 河川改修費 | 1,524,000 |
| | | 社会資本整備総合交付金（河川）事業費 | 696,800 |
| | | 砂防維持修繕費 | 91,000 |
| | 4 都 市 計 画 費 | 街路整備費 | 330,000 |
| | | 社会資本整備総合交付金（街路）事業費 | 65,000 |
| | | 公園等施設整備費 | 60,000 |

第3表 地方債補正

変更

(単位 千円)

| 起債の目的 | 補正前 | | | | 補正後 | | | |
|-------|-----------|---|--|---|-----------|-------|----|-----------|
| | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
| 道路事業 | 5,347,000 | 普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。 | 10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。 | 政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。 | 5,410,000 | | | (補正前に同じ。) |
| 河川事業 | 3,898,000 | 同上 | 同上 | 同上 | 3,912,000 | | | (同上) |
| 砂防事業 | 444,000 | 同上 | 同上 | 同上 | 586,000 | | | (同上) |

(単位 千円)

| 起債の目的 | 補 正 前 | | | | 補 正 後 | | | |
|---------|-----------|---|--|---|-----------|-----------|------------|-------|
| | 限 度 額 | 起債の方法 | 利 率 | 償還の方法 | 限 度 額 | 起債の方法 | 利 率 | 償還の方法 |
| 街 路 事 業 | 2,048,000 | 普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。 | 10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。 | 政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。 | 2,444,000 | | (補正前に同じ。) | |
| 公 園 事 業 | 1,341,000 | 同 | 上 | 同 | 上 | 1,475,000 | (同 | 上) |

令和4年度埼玉県県営住宅事業特別会計補正予算（第1号）

令和4年度埼玉県県営住宅事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ60,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,411,327千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|---------|---------|------------|--------|------------|
| 2 国庫支出金 | | 1,753,510 | 27,000 | 1,780,510 |
| | 1 国庫補助金 | 1,753,510 | 27,000 | 1,780,510 |
| 7 県債 | | 2,271,000 | 33,000 | 2,304,000 |
| | 1 県債 | 2,271,000 | 33,000 | 2,304,000 |
| 歳入合計 | | 12,351,327 | 60,000 | 12,411,327 |

歳 出

(単位 千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|---------|---------|------------|--------|------------|
| 1 住宅事業費 | | 10,285,287 | 60,000 | 10,345,287 |
| | 1 住宅管理費 | 7,104,600 | 60,000 | 7,164,600 |
| 歳出合計 | | 12,351,327 | 60,000 | 12,411,327 |

第2表 地方債補正

変更

(単位 千円)

| 起債の目的 | 補正前 | | | | 補正後 | | | |
|----------|-----------|-------------------|--|---|-----------|-------|-----------|-------|
| | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
| 公営住宅建設事業 | 2,271,000 | 普通貸借 又 証券発行 | 10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。 | 政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。 | 2,304,000 | | (補正前に同じ。) | |

告 示

埼玉県告示第千八十五号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第百十四条、第百七条第一項及び第百十八条の規定により、自衛官の募集について次のとおり告示する。

令和四年十月十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 募集種目

自衛官候補生

二 応募資格

イ 採用予定月の一日現在において年齢十八歳以上三十三歳未満の日本国籍を有する者。ただし、三十二歳の者にあつては、採用予定月の末日現在三十三歳に達していない者に限る。

ロ 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十八条第一項各号に掲げる者に該当しないもの

三 試験種目

イ 筆記試験（国語、数学、地理歴史、公民及び作文）

ロ 口述試験

ハ 適性検査

ニ 身体検査

ホ 経歴評定

四 募集期間

令和四年十月三十一日（月）から同年十一月十一日（金）まで

五 採用予定時期

令和五年三月下旬から同年四月上旬まで

六 試験期日

イ 筆記試験及び適正検査（Web試験方式）

令和四年十一月十八日（金）から同月二十日（日）までの間の任意の日

ロ 口述試験及び身体検査

令和四年十一月二十五日（金）から同月二十八日（月）までの間の指定の日

七 試験場の位置及び名称（口述試験及び身体検査）

陸上自衛隊大宮駐屯地

埼玉県さいたま市北区日進町一丁目四十番地七

八 応募者の受付

インターネットによる場合

自衛官募集ホームページ (<https://www.mod.go.jp/gsdf/jieikanbosyu/>)
において受け付ける。

ロ 郵送又は持参による場合

各市役所、各町村役場並びに自衛隊埼玉地方協力本部及び各地域事務所において受け付ける。

九 自衛隊埼玉地方協力本部及び各地域事務所の位置及び名称

イ 埼玉県さいたま市浦和区常盤四丁目十一番十五号浦和地方合同庁舎三階
自衛隊埼玉地方協力本部

(電話〇四八―八三一―六〇四三)

(ウェブページ <https://www.mod.go.jp/pco/saitama/>)

(電子メール hq1-saitama@pco.mod.go.jp)

ロ 埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目三百七十六番地MS―1ビル二階
自衛隊埼玉地方協力本部さいたま地域事務所

(電話〇四八―六五一―二四二〇)

ハ 埼玉県所沢市西所沢一丁目九番十九号鹿島屋ビル三階

自衛隊埼玉地方協力本部入間地域事務所

(電話〇四―二九二三―四六九一)

ニ 東京都練馬区大泉学園町陸上自衛隊朝霞駐屯地内

自衛隊埼玉地方協力本部朝霞地域事務所

(電話〇四八―四六六―四四三五)

ホ 埼玉県熊谷市筑波二丁目九十八番地駅前パールビル二階

自衛隊埼玉地方協力本部熊谷地域事務所

(電話〇四八―五二二―四八五五)

ヘ 埼玉県秩父市大野原四百九十一番地一関東森林管理局埼玉森林管理事務所内

自衛隊埼玉地方協力本部秩父地域事務所

(電話〇四九四―二二―六一五七)

告示

埼玉県告示第千八十六号

越谷市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第二十一条の二第六項において読み替えて準用する同法第十九条第二項の規定により、街区境界調査成果として認証したので、同法第二十一条の二第六項において読み替えて準用する同法第十九条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和四年十月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

| | |
|---------------------------------|------------|
| 越谷市 | 調査を行った者の名称 |
| 令和三年度 | 調査を行った時期 |
| 街区境界調査 図十一枚 街区境界調査 簿一冊 | 成果の名称 |
| 越谷第6-4 計画区（北越谷 二丁目の一部） | 調査を行った地区 |
| 令和四年十月 十三日 | 認証年月日 |

告示

埼玉県告示第千八十七号

小鹿野町における地籍調査の成果を、国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和四年十月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

| | | | | |
|------------|----------|---------|-----------|--------|
| 調査を行った者の名称 | 調査を行った時期 | 成果 | の調査を行った地区 | 認証 |
| 小鹿野町 | 令和二年度 | 地籍図二十八枚 | 下小鹿野一地区 | 令和四年十月 |
| | 令和三年度 | 地籍簿一冊 | (下小鹿野の一) | 十三日 |
| | | | 部・般若の一部) | |

告示

埼玉県告示第千八十八号

熊谷市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和四年十月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

| | | | | |
|------------|----------|-------------|--------------|-----------|
| 熊谷市 | 令和二年度 | 地籍図十六枚 | 吉岡七地区（楊井の一部） | 令和四年十月十三日 |
| 調査を行った者の名称 | 調査を行った時期 | 成果の調査を行った地名 | 調査を行った地区 | 認証 |

告示

埼玉県告示第千八十九号

熊谷市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和四年十月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

| | | | | |
|------------|----------|---------|-------------|--------|
| 熊谷市 | 令和二年度 | 地籍図二十九枚 | 妻沼小島二地区 | 令和四年十月 |
| 調査を行った者の名称 | 調査を行った時期 | 地名 | 称地 | 区 |
| | | | | 年 |
| | | | | 月 |
| | | | | 日 |
| | 令和三年度 | 地籍簿一冊 | （妻沼小島の十三日部） | |

告 示

埼玉県告示第千九十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による届出があったので、同条第六項の規定により公告する。

令和四年十月十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
坂戸ビル

埼玉県坂戸市薬師町二十八―一

二 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

有限会社坂戸ビル 代表取締役 鈴木義己

埼玉県坂戸市薬師町二十八―一

三 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が大規模小売店舗立地法第三条第一項に定める基準面積以下となる日

令和四年八月二十一日

告 示

埼玉県告示第千九十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和四年十月十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 施行者の名称

さいたま市

二 都市計画事業の種類及び名称

さいたま都市計画道路事業三・二・八十一号 三橋中央通線

三 事業施行期間

令和四年十月十八日から令和十一年三月三十一日まで

四 事業地

イ 収用の部分

埼玉県さいたま市大宮区三橋二丁目、三橋四丁目及び西区大字水判土地内

ロ 使用の部分

埼玉県さいたま市大宮区三橋二丁目、三橋四丁目及び西区大字水判土地内

告 示

埼玉県告示第千九十二号

川口市から川口市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和四年十月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千九十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和四年十月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

1 購入等件名及び数量

捜査用ネットワーク型監視カメラシステムの賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁

目15番1号

3 落札者を決定した日

令和4年8月19日

4 落札者の氏名及び住所

三菱電機クレジット株式会社 東京都品川区大崎1丁目6番3号

5 落札金額

284,605,200円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和4年6月28日

告 示

埼玉県告示第千九十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和四年十月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

1 購入等件名及び数量

捜査支援ネットワークシステム機器等の賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁

目15番1号

3 落札者を決定した日

令和4年8月19日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号

5 落札金額

50,437,200円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和4年6月28日

告 示

埼玉県告示第千九十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和四年十月十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

警察ネットワーク用カラープリンタ等の賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和4年8月19日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号

5 落札金額

44,497,200円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和4年6月28日

告 示

埼玉県告示第千九十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和四年十月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

- 1 購入等件名及び数量
県内被疑者写真照会システム機器等の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
令和4年9月14日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号
- 5 落札金額
177,592,800円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和4年7月26日

告 示

埼玉県告示第千九十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和四年十月十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
運転者管理業務端末装置等の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
令和4年9月14日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号
- 5 落札金額
848,975,160円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和4年7月26日

告 示

埼玉県告示第千九十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和四年十月十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び予定数量
掛敷布団用簡易カバーの購入（単価契約）570,000枚
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
令和4年8月10日
- 4 落札者の氏名及び住所
小山株式会社 奈良県奈良市大森町47番地の3
- 5 落札金額
22,885,500円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和4年6月21日

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第三十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年十月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年十月十八日

埼玉県行田県土整備事務所長 酒 井 敦 司

| | |
|---|---------|
| 加須菖蒲線 | 路線名 |
| 加須市本町一〇五七番六地先から 同市本町一〇四七番一地先まで | 供用開始の区間 |
| 令和四年十月十八日 | 供用開始の期日 |
| 令和元年九月二十日付け埼玉県行田県 土整備事務所長告示第九号で告示した 道路予定区域の一部供用開始である。 延長一〇六・一七メートル | 備考 |

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第三十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年十月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年十月十八日

埼玉県行田県土整備事務所長 酒 井 敦 司

| | |
|--|---------|
| 加須幸手線 | 路線名 |
| 加須市本町一〇四〇番一地先から 同市本町一〇四七番一地先まで | 供用開始の区間 |
| 令和四年十月十八日 | 供用開始の期日 |
| 令和元年九月二十日付け埼玉県行田県 土整備事務所長告示第八号で告示した 道路予定区域の供用開始である。 延長八四・五四メートル | 備考 |

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第二十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年十月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年十月十八日

埼玉県杉戸県土整備事務所長

宏

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 春日部久喜線
- 三 道路の区域

| 新 | 旧 | 旧 新 別 |
|--|---|-------------------------|
| <p>南埼玉郡宮代町字宮東八九番地先から同郡同町字中島九一一番一地先まで</p> | <p>南埼玉郡宮代町字宮東八二番二地先から同郡同町字中島九一一番二地先まで</p> | <p>区 間</p> |
| <p>一一・八五〇 二二・七二</p> | <p>六・三〇〇 一一・六〇</p> | <p>敷地の幅員 (メートル)</p> |
| <p>三三三二・八四</p> | | <p>延長 (メートル)</p> |
| | | <p>備 考</p> |

告 示

埼玉県公営企業告示第四十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和四年十月十八日

埼玉県公営企業管理者 北 島 通 次

- 1 購入等物件及び予定数量
水道用ポリ塩化アルミニウム 8,477 トン
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企業局水道管理課水質担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番
21号
- 3 落札者を決定した日
令和4年8月26日
- 4 落札者の氏名及び住所
川口薬品化学株式会社 埼玉県川口市川口5丁目12番34号
- 5 落札金額（税込み）
1トン当たり 31,130円
- 6 落札者を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和4年6月24日
- 8 納入場所
埼玉県大久保浄水場
埼玉県庄和浄水場
埼玉県行田浄水場
埼玉県新三郷浄水場
埼玉県吉見浄水場

告 示

埼玉県公営企業告示第四十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和四年十月十八日

埼玉県公営企業管理者 北 島 通 次

- 1 購入等物件及び予定数量
水道用液体塩素 741 トン
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企業局水道管理課水質担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目 14 番
21 号
- 3 落札者を決定した日
令和4年8月26日
- 4 落札者の氏名及び住所
燦クリーン株式会社 埼玉県所沢市小手指町1丁目42番地の24
- 5 落札金額（税込み）
1トン当たり 109,670 円
- 6 落札者を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和4年6月24日
- 8 納入場所
埼玉県大久保浄水場
埼玉県行田浄水場

告 示

埼玉県公営企業告示第四十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和四年十月十八日

埼玉県公営企業管理者 北 島 通 次

- 1 購入等物件及び予定数量
水道用次亜塩素酸ナトリウム 1,420 トン
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企業局水道管理課水質担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番
21号
- 3 落札者を決定した日
令和4年8月26日
- 4 落札者の氏名及び住所
川口薬品化学株式会社 埼玉県川口市川口5丁目12番34号
- 5 落札金額（税込み）
1トン当たり 75,680円
- 6 落札者を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和4年6月24日
- 8 納入場所
埼玉県庄和浄水場
埼玉県新三郷浄水場
埼玉県吉見浄水場
江南中継ポンプ所
高倉中継ポンプ所

告 示

埼玉県公営企業告示第四十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和四年十月十八日

埼玉県公営企業管理者 北 島 通 次

- 1 購入等物件及び予定数量
水道用粉末活性炭（ウェット炭） 295 トン
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企業局水道管理課水質担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目 14 番
21 号
- 3 落札者を決定した日
令和4年8月26日
- 4 落札者の氏名及び住所
ケミテック株式会社 埼玉県さいたま市北区别所町36番地の6
- 5 落札金額（税込み）
1トン当たり 390,500 円
- 6 落札者を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和4年6月24日
- 8 納入場所
埼玉県大久保浄水場
埼玉県庄和浄水場
埼玉県行田浄水場

告 示

埼玉県公営企業告示第五十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和四年十月十八日

埼玉県公営企業管理者 北 島 通 次

- 1 購入等物件及び予定数量
水道用粉末活性炭（ドライ炭） 566 トン
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企業局水道管理課水質担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目 14 番
21 号
- 3 落札者を決定した日
令和4年8月26日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社ケント・コーポレーション 埼玉県さいたま市浦和区本太2丁目9
番24号
- 5 落札金額（税込み）
1トン当たり 283,800 円
- 6 落札者を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和4年6月24日
- 8 納入場所
埼玉県大久保浄水場
埼玉県吉見浄水場

告 示

埼玉県公営企業告示第五十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和四年十月十八日

埼玉県公営企業管理者 北 島 通 次

- 1 購入等物件及び予定数量
水道用濃硫酸 958 トン
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企業局水道管理課水質担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目 14 番
21 号
- 3 落札者を決定した日
令和4年8月26日
- 4 落札者の氏名及び住所
川口薬品化学株式会社 埼玉県川口市川口5丁目 12 番 34 号
- 5 落札金額（税込み）
1 トン当たり 27,500 円
- 6 落札者を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和4年6月24日
- 8 納入場所
埼玉県大久保浄水場
埼玉県庄和浄水場
埼玉県行田浄水場
埼玉県新三郷浄水場
埼玉県吉見浄水場

告 示

埼玉県選管告示第六十八号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和四年十月十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

一 日時 令和四年十月二十日 午前十時

二 場所 選挙管理委員会室

三 議題

ア 公職選挙法施行令の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定について

イ その他